

○神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程高速鉄道取扱細則

平成18年9月21日

参事（運輸・サービス担当）決定

改正 平成20年9月12日高速鉄道部長決定

平成25年3月13日高速鉄道部長決定

平成31年3月16日

令和2年5月13日

令和3年6月30日

令和5年3月6日

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程（平成18年9月交規程第3号。以下「規程」という。）の規定に基づく本市高速鉄道に係る乗客の運送及びその取扱いについては、規程によるほか、この細則に定めるところによる。

2 この細則に定めていない事項については、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。）、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程取扱細則（昭和52年3月高速鉄道部長決定）神戸市高速鉄道乗車規程（昭和52年2月交規程第44号。以下「高速鉄道乗車規程」という。）及び神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程（昭和52年2月交規程第45号）並びにIC証票乗車券の発行者が定める規約及び株式会社スルッとKANSAIが定める規約等に定めるものによる。

（用語の意義）

第2条 この細則における主な用語の意義は、規程に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「IC処理機」とは、IC証票乗車券内情報の書替え、利用履歴の印字等を行う装置をいい、係員処理端末、自動改札機、現金積増機並びにチャージの機能をもつ自動券売機及び自動精算機を指す。
- (2) 「係員処理端末」とは、係員がIC証票乗車券内情報又はIC証票乗車券の発行者から提供される情報の照会及び書替え、利用履歴の印字、IC証票乗車券の再発行等を行う装置をいう。
- (3) 「磁気カード」とは、神戸市交通局前払式料金カード取扱規程（平成9年4月交規程第2号）第3条第1項第1号に定める市バス・地下鉄共通NEW Uラインカードを

いう。

- (4) 「普通料金」とは、高速鉄道乗車料規程第3条第1項第1号に定める普通乗車券の料金をいう。
- (5) 「入場記録」とは、規程第8条第2項の規定により乗車駅で自動改札機による改札を受けて入場したことをIC証票乗車券に記録することをいう。
- (6) 「出場記録」とは、規程第8条第2項の規定により自動改札機による改札を受けて出場したことをIC証票乗車券に記録することをいう。
- (7) 「利用エリア」とは、規程別表第1に定めるIC証票乗車券の本市高速鉄道及び本市高速鉄道と連絡他鉄道との相互間における利用路線及び区間で、別表第1に定める範囲とする。

(IC証票乗車券の種類及び様式の特例)

第2条の2 規程第7条第1項に規定するIC証票乗車券の発行者が、別表第1の2に定める記号の表示をしたIC証票乗車券は、規程別表第1のIC証票乗車券と同等の機能をもつIC証票乗車券として取扱う。

2 規程第7条第1項及び第2項に規定するIC証票乗車券の発行者が、規程別表第1及び規程別表第1の2のIC証票乗車券と同等であると本市に通達したIC証票乗車券は、規程の様式によらないものについても、本市高速鉄道で利用可能なIC証票乗車券であるものとする。

(機器に対する表示)

第3条 規程第8条第2項及び同第12条から第14条までの規定により、乗客がIC証票乗車券を使用できる機器に対しては、別表第1の2に定める案内表示を行う。

(定期通用期間外交通使用制限の解除)

第4条 規程第9条第4項の規定によりIC証票乗車券の使用が制限されている場合で、それが定期通用期間外交通利用制限の設定によるものであり、かつ、本市高速鉄道又は連絡他鉄道での使用について特別の事情があると認められる場合は、乗客の承諾を得て、係員処理端末により当該IC証票乗車券の定期通用期間外交通利用制限の設定を解除することができる。

(残高不足の場合の取扱い)

第5条 規程第9条第6項の規定により、残額不足のため直接自動改札機で使うことができない場合の当該IC証票乗車券は、第7条の規定による取扱いをする。

2 出場時にIC証票乗車券のSF残額が収受する普通料金相当額に満たない場合で前項によ

る取扱いをすることができない場合は、普通料金相当額を現金等で収受する又は磁気カードの残額から減額することにより、乗車の取扱いをすることができる。この場合、IC処理機により当該IC証票乗車券の入場記録の取消処理を行う。

- 3 前2項による取扱いをすることができない場合は、別表第5に定める有効証明書を発行し、当該IC証票乗車券の入場記録の取消処理は行わない。

(他の乗車券と併せて使用した場合の特例取扱い)

第5条の2 規程第9条第10項の規定にかかわらず、乗客がIC証票乗車券と他の乗車券を併せて使用した旨の申し出があった場合で、特別の事情があるときは、併せて使用した他の乗車券が乗車区間に有効なものに限って取扱うことができる。

(制限又は停止の実施)

第6条 規程第10条第1項の規定による制限又は停止をする必要があるときは、高速鉄道部長がこれを定める。

(チャージの取扱い)

第7条 IC証票乗車券には、本市高速鉄道各駅に設置してあるチャージ機能を持つ自動券売機、自動精算機及び現金積増機により、チャージすることができる。ただし、一枚当たりのSFの残額は当該IC証票乗車券の発行者が別に定める額を超えることはできない。

- 2 前項によりなされたチャージを取消したりチャージ額を変更したりすることはできない。

- 3 チャージは、第1項の規定によるほか、必要であると認める場合、駅の係員処理端末により、チャージ額を10円以上10円単位の任意の額として行うことができる。

(オートチャージ)

第8条 ポストペイの機能を有するIC証票乗車券(規程第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができないものを除く。)にあつては、前条の規定によるほか、当該IC証票乗車券の発行者に申込みことにより、当該IC証票乗車券のSF残額が当該IC証票乗車券の発行者が定める一定額以下になった場合、自動改札機により自動的に当該IC証票乗車券の発行者の定める額(料金区分が大人で、SF残額が1,000円以下となった場合、2,000円、料金区分が小児で、SF残額が500円以下となった場合、1,000円)をチャージすること(以下「オートチャージ」という。)ができる。ただし、IC証票定期券については、通用期間内であつて券面表示区間内の駅ではオートチャージは行わない。

- 2 前項の取扱いの設定又は設定の解除については、当該IC証票乗車券の発行者からの委

託を受けて取扱う。

- 3 第1項によりなされたチャージを取消したりチャージ額を変更したりすることはできない。

(チャージキャンセルの取扱い)

第9条 乗客が誤ってチャージした場合(第8条の規定によりオートチャージした場合を除く。以下この条において同じ。)で、係員がその事実を認定したときは、次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、規程第23条の規定にかかわらず、当該チャージ額の全部をIC処理機で減額して払戻すことができる。

- (1) チャージした後に当該IC証票乗車券を使用(鉄道又は乗合自動車等での乗車、減額及びチャージ)していないこと。
- (2) チャージした駅に申出ること。
- (3) チャージした当日に申出ること。

- 2 前項の取扱いをする場合については、手数料は収受しない。

(オートチャージ設定変更の取扱い)

第10条 乗客が別表第2に定めるオートチャージ設定変更届とIC証票乗車券を提出したときは、乗客が当該IC証票乗車券の記名人本人(小児用IC証票乗車券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを確認のうえ、係員処理端末において第8条第2項の設定変更を行う。

- 2 前項の設定変更を取扱う駅は、別表第2の2に定めるとおりとする。

(SF残額の確認)

第11条 規程第13条の規定によるSF残額の確認は、チャージ機能を持つ自動券売機、自動精算機及び現金積増機又は自動改札機により行うことができる。

- 2 係員は、係員処理端末によりSF残額を確認することができる。

(利用履歴の確認)

第12条 規程第14条の規定による利用履歴の確認は次の各号に定めるとおり確認することができる。

- (1) 利用履歴の内容は、当該IC証票乗車券を利用して鉄道及び乗合自動車等で乗車し、精算し若しくは乗車券との引換えを行った又は当該IC証票乗車券のSFを積増し若しくは減額した場合の取扱月日、取扱箇所及びSF残額とし、当該IC証票乗車券に記録されている最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができる。

- (2) 前号の利用履歴のほか、ポストペイの機能を有するIC証票乗車券にあつては、利用明細の確認を申出ることにより、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去15か月以内（履歴確認日当日を除く。）の利用履歴の明細（以下「利用明細」という。）及びその他の情報を1か月ごとに印字し、確認することができる。
- 2 利用履歴及び利用明細を表示、印字することができる箇所は、別表第3に定めるとおりとする。
- 3 第1項第1号の利用履歴及び第1項第2号の利用明細の印字様式は、別表第4に定めるとおりとする。ただし、必要に応じ印字様式の変更を加えることがある。
- 4 次の場合は利用履歴の確認はできない。
- ア 出場処理がされていない利用履歴
- イ 規程第8条第2項の規程により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
- ウ IC証票定期券を通用期間内に券面表示区間内の駅で利用したときの利用履歴
- 5 第1項第1号の利用履歴及び第1項第2号の利用明細の表示は、実際のIC処理機の利用と異なることがある。

第2章 IC証票普通券

（乗客が利用エリアを越えて乗車した場合の取扱い）

- 第13条 乗客が第2条第7項に規定する利用エリア（以下「利用エリア」という。）外の駅の自動改札機による改札を受けた後に本市高速鉄道の駅で出場しようとした場合出場しようとした駅において、乗車駅からの実際乗車区間（定期券の機能をもつIC証票普通券にあつては通用期間内の場合は券面表示区間を除く。以下同じ。）の普通料金を収受し、別表第5に定める有効証明書を発行する。
- 2 前項の取扱いをする場合で、乗車駅からの普通料金が判明しないときは、実際乗車経路上の連絡他鉄道との接続駅又は実際乗車経路上の利用エリアの最遠となる駅からの普通料金を収受し、有効証明書に未収受区間を記入する。
- 3 乗客は、本市高速鉄道の駅の自動改札機による改札を受けた後に利用エリア外の駅で出場しようとした場合、又は規程別表第1の2に定めるIC証票乗車券で連絡他鉄道の駅で出場しようとした場合、出場しようとした駅において、有効証明書（乗車区間並びに料金収受状況等が記載された連絡票を含む。以下同じ。）の発行を受けなければならない。この場合、有効証明書を設備しない駅においては、精算券又は再収受証明書の発行をもって、有効証明書に代えることがある。

4 有効証明書、精算券及び再收受証明書の様式は、別表第5に定めるとおりとする。

(前回利用時の出場記録がないIC証票普通券の取扱い)

第14条 第5条第3項の取扱い又は連絡他鉄道若しくはその他の鉄道等の駅において前条第3項の取扱いを受けた乗客が、入場記録の取消処理を行っていないIC証票普通券と当該鉄道等の駅において発行された有効証明書(精算券及び再收受証明書を含む。以下同じ。)を本市高速鉄道の駅に提出した場合は、その内容を確認のうえ、入場記録の取消処理を行う。この場合、IC証票普通券内情報により有効証明書に記載された内容が正当金額の收受を行っていないと判断されるときは、既に收受した料金と実際乗車区間に対する普通料金とを比較して、不足額があれば收受し、過剰額があれば払戻しの取扱いを行うものとし、有効証明書に正当金額と收受又は払戻した差額とを記入して営業推進課に提出する。

2 連絡他鉄道又はその他の鉄道等からIC証票乗車券により乗車した後、連絡他鉄道又はその他の鉄道等において前条第3項の取扱いに相当する取扱いを受けた乗客が、入場記録の取消処理を行っていないIC証票乗車券と当該鉄道等の駅において発行された有効証明書を本市高速鉄道の駅に提出した場合は、IC証票乗車券内情報により有効証明書に記載された内容が正当金額の收受を行っているとは判断されるときに限り、前項の規定を準用して取扱うことができる。

3 前回利用時の出場記録がないIC証票普通券を提出した乗客が有効証明書を所持しない場合は、規程第21条の規定により、IC証票普通券に記録された乗車駅から利用可能な範囲の最遠となる駅までの普通料金と割増料金を徴収し、入場記録の取消処理を行う。ただし、実際乗車区間が明らかな場合は、実際乗車区間に対する普通料金を收受して入場記録の取消処理を行い、又は実際乗車区間の終端駅における出場記録の処理を行い、割増料金は徴収しないで取扱うことができる。

4 前項の取扱いをする場合で、收受する普通料金等が判明しないときは、入場記録の取消処理は行わず、有効証明書を発行して、当該乗車駅の鉄道社局へ申し出るよう案内する。

(入場記録がないIC証票普通券の取扱い)

第15条 入場記録がないIC証票普通券により出場しようとした場合は、規程第21条の規定により、出場しようとした駅から利用可能な範囲の最遠となる駅までの普通料金と割増料金を徴収する。ただし、乗車駅が明らかな場合は、実際乗車区間に対する普通料金を收受して、割増料金は徴収しないで取扱うことができる。

2 前項ただし書きの場合において、IC証票普通券がポストペイの機能を有する（規程第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができない場合を除く。）場合は、前項の規定にかかわらず、IC処理機により乗車駅の入場記録の処理と出場しようとした駅の出場記録の処理を行うことにより取扱うことができる。

（乗継及び料金計算における当日）

第16条 規程第15条第2項の乗継及び規程第17条の料金計算を行う場合において、規程第19条第4号の規定にかかわらず、24時以後であっても終発列車までは当日として取扱うものとする。ただし、終夜にわたり列車の運行を行う等の場合は、以下の各号の時刻まで当日として取扱うものとする。

(1) 規程第15条第2項の乗継 午前2時

(2) 規程第17条の料金計算 午前3時

（無効として回収したIC証票普通券の取扱い）

第17条 規程第20条第1項又は第2項の規定によりIC証票普通券を無効として回収した場合は、係員処理端末により当該IC証票普通券の利用不可処理を行う。この場合、別表第6に定める回収票に必要事項を記入し、当該IC証票普通券の発行者に提出する。

2 IC証票普通券を無効として回収してから利用不可処理を行って返却するまでに時間を要する場合は、別表第7に定める一時預かり証明書を乗客に交付し、当該IC証票普通券の利用不可処理を行った後、当該一時預かり証明書と引換えに返却する。

3 IC証票普通券を無効として回収してから利用不可処理を行った後も返却しない場合は、当該IC証票普通券を別表第6に定める回収票に添付して、以下の各号に定める箇所に提出する。

(1) 規程第20条第1項又は第2項に該当するものは当該IC証票普通券の発行者

(2) 規程第20条第5項に該当するものは営業推進課

（自動改札機による改札を受けずに乗車した場合の取扱い）

第18条 乗客が係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合であって、不正乗車でないことが明らかなきときは、規程第20条及び同第21条の規定にかかわらず、IC証票普通券の回収及び割増料金の徴収を行わないで取扱うことができる。

（割増料金の減免等の取扱い）

第19条 規程第21条の規定により、普通料金及び割増料金を徴収する場合であって、特別の事情があり、別段支障がないと認められるときは、割増料金を徴収しないことができる。

(無効となるIC証票普通券の取扱いの特例)

第20条 乗客に特別の事情があり、悪意がないと認められる場合は、規程第21条の規定にかかわらず実際乗車区間に対する普通料金を収受して乗車の取扱いをすることができ
る。この場合、規程第20条の規定にかかわらず、当該IC証票普通券及び併用利用した他
の乗車券は回収しない。

(盗難又は紛失時の取扱い)

第21条 乗客がIC証票普通券の盗難又は紛失等の申出をした場合は、乗客に対して、当該
IC証票乗車券の発行者に申告するよう案内する。

(障害再発行の取扱い)

第22条 規程第22条の規定により、規程別表第1に定めるPiTaPaベーシックカード(記
名人の氏名、生年月日、電話番号、住所等の情報が本市のシステムで確認できるもの
に限る。以下「ベーシックカード」という。)の障害による再発行を行う場合で、乗客が
IC証票普通券の再発行を行う駅(西神中央、名谷、新長田及び三宮)に別表第6に定め
る再製依頼書及び障害となったIC証票普通券を提出したときは、当該IC証票普通券の障
害を確認のうえ、再製依頼書と引換えにベーシックカードを再発行する。ただし、裏面
に刻印されたIC証票乗車券の識別番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行
は行わない。

- 2 ベーシックカードと同等の機能を持つIC証票普通券は、前項の規定を準用してベー
シックカードを暫定的に再発行することができる。
- 3 前2項のとき、障害となったIC証票普通券が定期券の機能をもつ場合は、当該定期券
を発売した鉄道の駅等において、IC証票普通券の再発行及び定期券の機能の再発行を受
けるよう案内する。
- 4 第1項又は第2項により取扱う場合であって、機能不良の原因が乗客の取扱いに起因
しないときは、当該IC証票普通券の発行者において再製手数料を収受しないよう連絡す
る。

(同一駅で出場する場合の料金収受の特例取扱い)

第23条 規程第24条の規定にかかわらず、乗客から実際乗車区間の普通料金を磁気カード
又は回数券で支払う旨の申出があった場合は、磁気カードのSFから当該相当額を減額し
て、又は当該区間に有効な回数券2枚を徴収して、IC処理機により入場記録の取消処理
を行って出場させることができる。

- 2 規程第24条の規定にかかわらず、乗客から実際乗車区間の普通料金を当該IC証票乗車

券で支払う旨の申出があった場合は、以下の各号のとおり取扱うことができる。

- (1) ポストペイの機能を有するIC証票普通券（規程第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができないものを除く。）は、IC処理機により実際乗車区間の終端駅における出場記録と入場記録の処理及び出場しようとした駅の出場記録の処理を行う。
- (2) SFの機能のみを有するIC証票普通券（規程第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができないものを含む。）は、IC処理機により入場記録の取消処理を行い、当該IC証票普通券のSFから当該相当額を減額して出場させる。

（無賃送還等の取扱い）

第24条 規程第25条の規定により無賃送還の取扱いをする場合は、高速鉄道乗車規程第12条第2項第2号の定めにより乗車させるものとする。

- 2 規程第25条第1項第1号の規定により無賃送還の取扱いをする場合、又は同第2号の規定により無賃送還の取扱いをする場合で高速鉄道乗車料規程第8条第7項の規定により改札を出場して乗継を行った乗客に乗継を行って改札を入場した駅までの無賃送還の取扱いをする場合は、旅行開始駅又は乗継を行って改札を入場した駅のIC処理機によりIC証票普通券の入場記録の取消処理を行って出場させる。
- 3 規程第25条第1項第2号の規定による旅行開始駅に至る途中駅までの無賃送還の場合、乗車区間の乗車料金は、旅行開始駅から途中駅（高速鉄道乗車料規程第8条第7項の規定により改札を出場して乗継を行った場合は、運行不能となった駅から乗継を行って改札を入場した駅までの途中駅）までの区間の乗車料金とする。
- 4 規程第25条第1項第3号の規定による不通区間の別途旅行の場合、運行不能となった区間を乗客が本市高速鉄道によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から旅行中止駅までの区間の乗車料金とする。
- 5 第3項又は第4項の規定による場合は、以下の各号のとおり取扱うことができる。
 - (1) ポストペイの機能を有するIC証票乗車券（規程第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができないものを除く。）は、乗客が出場しようとする駅でIC処理機により出場記録の処理を行う。
 - (2) SFの機能のみを有するIC証票乗車券（規程第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができないものを含む。）は、乗客が出場しようとする駅でIC処理機により当該IC証票乗車券のSFから当該相当額を減額して出場させる。

第3章 IC証票定期券

(IC証票定期券の発売)

第25条 本市高速鉄道で有効なIC証票乗車券を所持する乗客に対して、規程第26条の規定により定期券を発売する場合は、高速鉄道乗車料規程第12条に規定する定期券の発売場所（以下「定期券発売所」という。）及び高速鉄道乗車料規程第12条の2に規定する定期券自動発売機において発売するものとする。

- 2 IC証票定期券を発売する場合、IC証票乗車券の識別番号、定期券種別、券面表示区間、通用開始日、有効期限、記名人の氏名、生年月日、性別、発売額、規程第26条第6項の規定による定期料金後払い等の情報（以下「発売情報」という。）を本市のシステムに登録する。

(継続発売等の取扱い)

第26条 IC証票定期券を所持する乗客に対して、高速鉄道乗車料規程第13条の規定により定期券を継続発売する場合又は通用期間の終了日の翌日以降に新規に定期券（IC証票定期券に表示された定期券の種類、区間及び経路が同一のものに限る。）を発売する場合は、乗客の所持する原IC証票定期券を用いて、定期券発売所及び高速鉄道乗車料規程第12条の2に規定する定期券自動発売機において発売するものとする。

- 2 前項に定める継続発売を行う場合は、原IC証票定期券の発売情報が本市のシステムで確認できるものに限る。

(種類又は区間の変更の取扱い)

第27条 乗客からIC証票定期券に表示された定期券の種類、区間又は経路の変更の申出があった場合には、高速鉄道乗車料細則第26条の規定を準用して、定期券発売所において取扱うものとする。

- 2 前項の取扱いを行う場合であって、IC証票定期券では取扱うことができない種類、区間又は経路への変更を乗客が希望する場合は、磁気定期券への発行替として取扱うものとする。
- 3 前各項に定める取扱いを行う場合は、原IC証票定期券の発売情報が本市のシステムで確認できるものに限る。
- 4 磁気定期券を所持する乗客から当該磁気定期券の種類、区間又は経路を変更し、新たにIC証票定期券により変更した定期券を購入する旨の申出があった場合は、当該磁気定期券については高速鉄道乗車料細則第26条の規定により取扱うとともに、規程第26条によりIC証票定期券の発売を行うものとする。
- 5 IC証票定期券に表示された定期券の種類、区間又は経路の変更を行う場合に用いる申

申込書は、高速鉄道乗車料細則第31条に規定する定期券（払戻・発行替・再発行）申込書によるものとする。

（発行替の取扱い）

第28条 磁気定期券を所持する乗客から、その通用期間内に、同一の種類、区間及び経路のIC証票定期券への変更の申出があった場合には、定期券発売所において、当該磁気定期券を回収のうえ、乗客が所持するIC証票乗車券に発行替の取扱いを行うことができる。

2 前項の取扱いを行う場合であって、乗客が通用期間の経過したIC証票定期券を提出したときは、原IC証票定期券を利用して、当該磁気定期券をIC証票定期券に発行替することができる。

3 IC証票定期券を所持する乗客から、その通用期間内に、同一の種類、区間及び経路のIC証票定期券への変更の申出があった場合には、原IC証票定期券の定期券の機能を抹消のうえ、乗客が所持する新IC証票乗車券に発行替の取扱いを行うことができる。

4 乗客から有効なIC証票定期券及びこれと種類、区間及び経路が同一であって、通用期間が連続する磁気定期券の提出を受けたときは、当該磁気定期券を回収のうえ、原IC証票定期券の残余の通用期間に当該磁気定期券の通用期間を加えて発行替することができる。

5 IC証票定期券を所持する乗客から、磁気定期券への発行替の申出があった場合には、公的証明書等の提示により当該IC証票定期券の記名人本人（小児用IC証票定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、原IC証票定期券の定期券の機能を抹消のうえ、磁気定期券に発行替することができる。

6 IC証票定期券の発行替を行う場合に用いる申込書は、高速鉄道乗車料細則第31条に規定する定期券（払戻・発行替・再発行）申込書によるものとする。

7 第3項から第5項までに定める取扱いを行う場合は、原IC証票定期券の発売情報が本市のシステムで確認できるものに限る。

（定期料金支払い方法の券面表示）

第29条 規程第26条第6項の規定により発売されたIC証票定期券の券面には「P制」の表記を、また、クレジットカード決済により発売されたIC証票定期券の券面には「C制」の表記を表示するものとする。

2 前条の規定によりIC証票定期券又は磁気定期券を発行替するときは、前項の表示を引継ぐものとする。

3 第36条又は第37条の規定により磁気定期券又はIC証票定期券を再発行するときで、原IC証票定期券が規程第26条第6項の規定により定期料金を後払いすることとして発売されたものである場合は、第1項に準じて取扱う。

(定期区間外料金の收受)

第30条 乗客がIC証票定期券の通用期間内に、利用エリア外の駅の自動改札機による改札を受けた後に本市高速鉄道の駅で出場しようとした場合、出場しようとした駅において、乗車駅からの実際乗車区間から、券面表示区間を除いた別途乗車区間の普通料金を收受し、有効証明書を発行する。

2 前項の取扱いをする場合で、別途乗車区間の普通料金が判明しないときは、実際乗車経路上の連絡他鉄道との接続駅又は実際乗車経路上の利用エリアの最遠となる駅からの区間から券面表示区間を除いた区間の普通料金を收受し、有効証明書に未收受区間を記入する。

3 乗客は、通用期間内に本市高速鉄道の駅の自動改札機による改札を受けた後に利用エリア外の駅で出場しようとした場合、出場しようとした駅において、有効証明書の発行を受けなければならない。この場合、有効証明書を設備しない駅においては、精算券又は再收受証明書の発行をもって、有効証明書に代えることがある。

4 第1項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第13条の規定を準用することができる。

5 通用期間の開始日前若しくは通用期間の終了日の翌日以降に、乗客が自動改札機による改札を受けた後に利用エリアを越えて乗車した場合、第13条の規定を準用する。

(前回利用時の出場記録がないIC証票定期券の取扱い)

第31条 連絡他鉄道又はその他の鉄道等の駅において前条第3項の取扱いを受けた乗客が、入場記録の消去処理を行っていないIC証票定期券と当該鉄道等の駅において発行された有効証明書を本市高速鉄道の駅に差出した場合は、その内容を確認のうえ、入場記録の消去処理を行う。この場合、IC証票定期券内情報により、有効証明書に記載された内容が正当金額の收受を行っていないと判断される場合は、既に收受した料金と実際別途乗車区間に対する普通料金を比較し、不足額があれば收受し、過剰額があれば払戻しの取扱いを行うものとし、有効証明書に正当金額と收受又は払戻した差額とを記入して営業推進課に提出する。

2 前回利用時の出場記録がないIC証票定期券を差出した乗客が有効証明書を所持しない場合は、規程第31条の規定により、IC証票定期券に記録された入場駅から利用可能な範

圏の最遠となる駅までの普通料金と割増料金を徴収し、入場記録の消去処理を行う。ただし、実際乗車区間が明らかな場合は、実際別途乗車区間に対する普通料金を収受してIC処理機により入場記録の消去処理を行い、又はIC処理機により実際乗車区間の終端駅における出場記録の処理を行い、割増料金は徴収しないで取扱うことができる。

(無効として回収したIC証票定期券の取扱い)

第32条 規程第30条の規定によりIC証票定期券を無効として回収した場合は、IC処理機により当該IC証票定期券の利用不可処理を行う。

2 IC証票定期券を無効として回収してから利用不可処理を行って返却するまでに時間を要する場合は、別表第7に定める一時預かり証明書を乗客に交付し、当該IC証票定期券の利用不可処理を行った後、当該一時預かり証明書と引換えに返却する。

3 規程第30条第1項第3号に該当する場合は、当該IC証票定期券に切込みを入れた上で、関係書類に添付して営業推進課に提出する。

(自動改札機による改札を受けずに乗車した場合の取扱い)

第33条 乗客が係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合であって、不正乗車でないことが明らかなきときは、規程第30条及び同第31条の規定にかかわらず、IC証票定期券の回収、定期券情報の抹消及び割増料金の徴収を行わないで取扱うことができる。

(割増料金の減免等の取扱い)

第34条 規程第31条の規定により、普通料金及び割増料金を徴収する場合であって、特別の事情があり、別段支障がないと認められるときは、割増料金を徴収しないことができる。

(無効となるIC証票定期券の特例取扱い)

第35条 乗客に特別の事情があり、悪意がないと認められる場合は、規程第31条の規定にかかわらず乗車駅から下車駅までの乗車区間に対する普通料金を収受して出場の取扱いをすることができる。この場合、規程第30条の規定にかかわらず、当該IC証票定期券及び併用利用した他の乗車券は回収しない。

2 前項の乗車が規程第30条第1項に定める乗車の場合であって、併用利用した他の乗車券が別途乗車区間に有効な乗車券である場合は、当該乗車券を回収し、出場の取扱いをすることができる。

(紛失再発行の取扱い)

第36条 規程第32条の規定により定期券の紛失再発行を行う場合で、高速鉄道乗車料細則

第31条に定める定期券（払戻・発行替・再発行）申込書を提出したときは、定期券発売所において磁気定期券による再発行を行う。

- 2 紛失したIC証票乗車券の利用停止措置が完了していない場合は、乗客に対して、当該IC証票乗車券の発行者に申告し、利用停止措置を行わせるよう案内する。

（障害再発行の取扱い）

第37条 規程第34条の規定により、IC証票定期券の障害による再発行を行う場合は、第22条の規定を準用し、定期券発売所において取扱うものとする。

- 2 前項により定期券の機能を再発行する場合に用いる申込書は、高速鉄道乗車料細則第31条に定める定期券（払戻・発行替・再発行）申込書とする。

（払戻し）

第38条 規程第35条の規定により定期券の払戻しを行う場合に用いる申込書は、高速鉄道乗車料細則第31条に定める定期券（払戻・発行替・再発行）申込書とする。

- 2 規程第35条に規定する定期券の払戻しは、定期券発売所において取扱うものとする。

（定期券発売所のある駅へ移動する場合の乗車料金の無料取扱い）

第39条 第25条から第28条、第36条及び第38条の取扱いをするとき、本市高速鉄道の駅から定期券発売所のある駅へ移動する場合の乗車料金については、定期券購入等の無料取扱いに関する要綱（昭和54年4月高速鉄道部長決定）第3条から第7条までの規定を準用する。

- 2 前項の取扱いをした後、往路乗車駅へ移動する場合の乗車料金については、同第8条から第9条までの規定を準用することができる。

（同一駅で出場する場合の料金收受の特例取扱い）

第40条 規程第36条の規定にかかわらず、乗客から実際乗車区間（券面表示の通用期間内の場合は券面表示区間を除く。以下この条において同じ。）の普通料金を磁気カード又は回数券で支払う旨の申出があった場合は、磁気カードのSFから当該相当額を減額して、又は当該区間に有効な回数券2枚を徴収して、IC処理機により入場記録の取消処理を行って出場させることができる。

- 2 規程第36条の規定にかかわらず、乗客から実際乗車区間の普通料金を当該IC証票定期券で支払う旨の申出があった場合は、以下の各号のとおり取扱うことができる。

- (1) ポストペイの機能を有するIC証票定期券（規程第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができないものを除く。）は、IC処理機により実際乗車区間の終端駅における出場記録と入場記録の処理及び出場しようとした駅の出場記録の処

理を行う。

- (2) SFの機能のみを有するIC証票定期券（規程第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができないものを含む。）は、IC処理機により入場記録の取消処理を行い、当該IC証票定期券のSFから当該相当額を減額して出場させる。

（無賃送還等の取扱い）

第41条 規程第37条第1項の規定により無賃送還の取扱いをする場合は、高速鉄道乗車規程第12条第2項第2号の規定により乗車させるものとする。

- 2 規程第37条第1項の規定により無賃送還の取扱いをする場合は、旅行開始駅のIC処理機によりIC証票定期券の入場記録の取消処理を行って出場させる。
- 3 規程第37条第2項の規定により振替輸送を行う場合は、高速鉄道乗車規程第14条の規定を準用して取扱うものとする。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月12日高速鉄道部長決定）

この細則は、平成20年9月16日から施行する。

附 則（平成25年3月13日高速鉄道部長決定）

この細則は、平成25年3月23日から施行する。

附 則（平成31年3月16日）抄

（施行期日）

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年3月16日から施行する。

附 則（令和2年5月13日）

この細則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日）

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日）

この細則は、令和5年3月8日から施行する。

別表第1（第2条関係） 利用エリア

	路線	区間
神戸市高速鉄	西神・山手線	西神中央から新神戸

道	海岸線	新長田から三宮・花時計前	
	北神線	新神戸から谷上	
連絡他鉄道	路線	区間	接続駅
神戸電鉄	有馬線	湊川から有馬温泉	谷上
	三田線	有馬口から三田	
	公園都市線	横山からウッディタウン中央	
	栗生線	鈴蘭台から栗生	

別表第1の2（第2条の2・第3条関係） IC証票乗車券を利用できる機器の案内表示及びベーシックカードと同等の機能をもつIC証票乗車券の記号表示



別表第2（第10条関係） オートチャージ設定変更届の様式

PiTaPa オートチャージ設定届



神戸市交通局 宛

下記のとおり届け出します。

2021/07/01

●太枠内をすべてご記入ください。

お届け日	年 月 日	
フリガナ お名前		※オートチャージの設定変更を希望されるカードのお名前等をご記入ください。
会員情報 項目名記入欄		

☆ご設定時は以下の内容をご確認ください。

<p>オートチャージ（自動入金）の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●PiTaPa ポストペイエリアの改札機、運賃箱の読取部でカード内の残額が 1,000 円以下であることを検知すると自動的に、2,000 円をカード内にチャージします。(小引は共に半額) ※ チャージ額は、当月のポストペイご利用額と合算してご指定の金融機関口座から引き落としいたします。 ※ JR 西日本ポストペイエリアおよび全国相互利用サービス対象エリア、IC 定期券の有効期間内ではオートチャージされません。
<p>ご留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カード内の残額は、交通系 IC カードの全国相互利用サービス対象エリアでのみ使えます。 ●JR 西日本ポストペイエリアでは、PiTaPa ポストペイサービス（後払い）が始まり、チャージ（入金）が不要で便利にご利用いただけるようになりました。 ※JR西日本ポストペイエリアでも、券売機でのきっぷのご購入およびきっぷの乗り越し精算時には引き続きチャージ残額をご利用いただけます。 JR 西日本ポストペイエリアを除く全国相互利用サービス対象エリアでは、引き続きチャージ残額をご利用いただけます。 ●カード内の残額は、ショッピングや PiTaPa ポストペイエリアの運賃のお支払いにはご利用いただけません。 ●チャージされたカード内の残額を払い戻すことはできません。また、カード内に残額がある状態で退会される場合、払戻手数料として、カード1枚あたり 550 円（税込）を差し引いてご指定の金融機関口座へ返金いたします。 ※カード内の残額が 550 円（税込）に満たない場合は、その残額を払戻手数料といたします。 ●カード更新・再発行でカードが新しくなった場合、カード発行のタイミングにより、お持ちのカードのオートチャージ設定情報を引き継がない場合がございます。新カードをお受け取り後、電車・バスをご利用の前に、カードの設定確認を駅係員にお申し出ください。

●上記の内容をご確認のうえ、ご希望の設定をご選択ください。

オートチャージ	<input checked="" type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要
---------	------------------------------------	--------------------------

●ご本人以外のカードを設定変更される場合のみ、申込者についてご記入ください。

フリガナ		電話番号	-	-
お名前				

<個人情報の取扱いについてのご確認>

神戸市交通局は、ご記入の個人情報をオートチャージ設定にかかわる業務に限定して取り扱い、一定期間後は破棄します。

●窓口使用欄（対窓窓口では届出書の記入済みを確認後、①～③のすべての口にチェックを入れる）

① <input type="checkbox"/> 本人確認 ・電話番号 ・生年月日	② <input type="checkbox"/> 設定情報確認	③ <input type="checkbox"/> 「オートチャージ 設定時のご案内」の 配布	担当者印	駅名日付印	記 事

別表第 2 の 2（第 10 条関係） オートチャージ設定変更を取扱う駅

オートチャージ設定変更を取扱う駅	西神・山手線各駅、海岸線各駅、谷上駅
------------------	--------------------

(注) 海岸線各駅においては、海岸線管区駅長が指定するオートチャージ設定変更を取扱うことができる係員が駐在しているときに限る。

別表第3 (第12条関係) IC証票乗車券の利用履歴・利用明細の確認・印字を行う箇所

IC証票乗車券の利用履歴の確認・印字を行う箇所	西神・山手線各駅	自動券売機のうち機能を有するもの
		係員処理端末
		現金積増機
	海岸線各駅	自動券売機のうち機能を有するもの
		係員処理端末
	谷上駅	自動券売機のうち機能を有するもの
係員処理端末		
精算機		
IC証票乗車券の利用明細の確認・印字を行う箇所	西神・山手線各駅	係員処理端末
		係員処理端末
	海岸線各駅	係員処理端末
		精算機

イ 現金積増機によるもの

I Cカードご利用履歴 (カード内)			
カード番号：SU9999999999999999			
年月日	種別	ご利用場所	残額
060930	入金	阪急三宮	
			¥1,000
060930	券購	JR 西三ノ宮	
			¥610
060930	入場	JR 西大阪	
	精算	JR 西神戸	¥220
061001	入金	北神谷上	
			¥2,220
061001	入場	北神谷上	
	出場	神交三宮	¥2,220
061001	入場	神交花時計	
	出場	神交ハーバ	¥2,220
061001	入場	JR 西神戸	
	出場	JR 西三ノ宮	¥2,100
061001	入場	神交板宿	
	出場	神交三宮	¥2,100
061001	入場	神交花時計	
	出場	神交三宮	¥2,100
061001	入場	神交三宮	
	出場	神交新神戸	¥2,100
061001	入場	神交新神戸	
	出場	北神谷上	¥2,100
		*	
		*	
ご利用ありがとうございます			
2006年10月-2日			
三宮・花時計前駅			
101号機発行			
神戸市交通局			




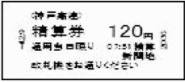
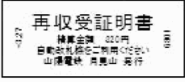

(2) 利用明細

ア 係員処理端末によるもの

ご利用日	入場	出場	ご利用内容	ご利用額 (円)	備考
 ポストペイでらくらく決済。PiTaPaで新しい生活はじめてよう。					
ご照会日2006年10月2日 PiTaPaカードご利用明細のご案内(10月分未確定)					
※入出場時刻については目安時刻としてご覧ください。なお、入出場時刻が「-」と表示または何も表示しない場合もあります。バス利用ではカード1回タッチの場合、乗降に関わらず出場時刻欄にタッチ時刻が表示されます。					
※備考欄の「乗継割引」には神戸高速の乗継割引を含みます。また「乗継割引*」は、JR西日本との乗継割引が適用となった場合の表示で、普通運賃から両社の合計割引額20円(小児10円)を一括して差し引いた額を記載しています。					
※IC定期券の有効区間内の交通ご利用分については、本明細には反映されません。					
			【神戸 太郎 様ご利用分】		
			<交通ご利用明細>		
			(99**-****-****-**99)		
06/10/01	09:00	-	北神 谷上 -北神 新神戸	340	乗継割引
06/10/01	-	10:30	神交 新神戸 -神交 ハーパーランド (神交 三宮花時計前 経由)	210	乗継割引/利用額割
06/10/01	14:00	15:00	神交 極楽 -神交 三宮	260	利用額割
06/10/01	17:00	-	神交 三宮花時計前 -神交 三宮	330	利用額割
06/10/01	-	18:00	神交 三宮 -神交 新神戸	200	利用額割
06/10/01	18:30	19:00	北神 新神戸 -北神 谷上	350	
			<ポストペイ交通ご利用分>		
			神戸市営地下鉄ご利用分	990	
			@ポストペイ対換普通運賃合計	1,000	
			@割引額	-10	
			北神急行ご利用分	690	
			@ポストペイ対換普通運賃合計	690	
			ポストペイ交通ご利用合計(お支払額)	1,680	
			<その他>		
			(99**-****-****-**99)		
06/10/01	09:00		オートチャージ(北神 谷上)	2,000	
			その他ご利用合計	2,000	
			《プライベートご利用》		
			(99**-****-****-**99)		
06/10/01	11:00	11:10	JR西 神戸 -JR西 三ノ宮	(-120)	
			神戸 太郎 様お支払額計	3,680	
			ご利用代金通知書発送料	105	
			今回お支払額合計	3,785	

Copyright (C) 2004 株式会社スルッとKANSAI All right reserved

別表第5（第5条・第13条・第14条関係）有効証明書・精算券・再收受証明書・出場証の様式


有効証明書	<p style="text-align: center;">I Cカード専用有効証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">カードの種類</th> <th style="width: 35%;">前回入場社局</th> <th style="width: 15%;">入場駅</th> <th style="width: 35%;">発駅キャンセル</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> PiTaPa <input type="checkbox"/> ICOCA <input type="checkbox"/> </td> <td> 北神・神鉄・高速・山陽・新交通 阪急・阪神・能勢・北急・京阪 近鉄・南海・泉北・大モ・静鉄 大交・京交・JR西・JR東・JR海 その他() </td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 処理済 <input type="checkbox"/> 未処理 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">乗車料金収受区間・収受額</td> <td colspan="2">乗車料金未収受区間・未収受額</td> </tr> <tr> <td> 駅～ 円 </td> <td> 駅 円 </td> <td> <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 駅～ 駅 円 円 </td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td colspan="4">記 事</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">ご あ ん な い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様のI Cカードは、次回そのままではお使いいただけません。次回ご乗車までに、本証明書とI Cカードを、表面に記載された「前回入場社局」の駅係員にお渡し下さい。I Cカードの情報を確認し、I Cカードの処理等をさせていただきます。(前回入場社局が「JR東日本」「JR東海」の場合は、JR西日本のICOCAエリアの各駅へお持ち下さい。) ・乗車料金に未払いの区間がある場合、乗車料金残額を精算していただいた後、I Cカードの処理等をいたします。 ・本証明書を紛失されますと、I Cカードをご利用いただけない場合があります。I Cカードの処理等が終了するまで大切に保管ください。 ・本証明書を、自動改札機に投入しないでください。 ・本証明書は、乗車券ではありません。 <p style="text-align: right;">発行社局：神戸市交通局</p>	カードの種類	前回入場社局	入場駅	発駅キャンセル	<input type="checkbox"/> PiTaPa <input type="checkbox"/> ICOCA <input type="checkbox"/>	北神・神鉄・高速・山陽・新交通 阪急・阪神・能勢・北急・京阪 近鉄・南海・泉北・大モ・静鉄 大交・京交・JR西・JR東・JR海 その他()		<input type="checkbox"/> 処理済 <input type="checkbox"/> 未処理	乗車料金収受区間・収受額		乗車料金未収受区間・未収受額		駅～ 円	駅 円	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 駅～ 駅 円 円		記 事				神戸市交通局
カードの種類	前回入場社局	入場駅	発駅キャンセル																			
<input type="checkbox"/> PiTaPa <input type="checkbox"/> ICOCA <input type="checkbox"/>	北神・神鉄・高速・山陽・新交通 阪急・阪神・能勢・北急・京阪 近鉄・南海・泉北・大モ・静鉄 大交・京交・JR西・JR東・JR海 その他()		<input type="checkbox"/> 処理済 <input type="checkbox"/> 未処理																			
乗車料金収受区間・収受額		乗車料金未収受区間・未収受額																				
駅～ 円	駅 円	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 駅～ 駅 円 円																				
記 事																						
精算券		神戸高速鉄道																				
再收受証明書		山陽電気鉄道																				
有効証明書		神戸電鉄																				

別表第6（第17条・第22条関係）

(1) IC証票普通券の回収票の様式

PiTaPaカード回収票

株式会社スルッとKANSAI 宛
下記のとおりお届けします。



2021.07.01

● 枠内をすべてご記入ください

<p>本票では PiTaPa カードの回収のみを行います。</p> <p><small>※解約や再発行等をご希望される場合、本票ではお手続きできません。 別途カード発行会社へお問い合わせください。 ※解約や再発行の手続きが行われないと、所定の維持管理料が発生する場合があります。</small></p>	<p>左記内容を承諾の上、回収を希望される方は下記の <input type="checkbox"/> に✓印をつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾の上、回収を依頼する。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">お届け日</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>お名前</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> </table>	お届け日	年	月	日	フリガナ				お名前				電話番号	-	-		
お届け日	年	月	日														
フリガナ																	
お名前																	
電話番号	-	-															


● ご本人以外のカードを回収される場合のみ、申込者についてご記入ください。

フリガナ		電話番号	-	-
お名前				

<個人情報の取扱いについてのご確認>
 ㈱スルッと KANSAI ならびに取扱交通機関は、ご記入の個人情報をカード再製にかかわる業務に限定して取り扱います。

以下、窓口使用欄

対応窓口ではカード再製依頼書の記入済みを確認後、①②の口にチェックをいれる。

①回収理由	<input type="checkbox"/> 回収希望 <input type="checkbox"/> 不正利用 <input type="checkbox"/> その他（記事欄に理由記載）	カード貼付欄 （裏面が見えるように貼付）
②回収希望時	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 氏名等記入	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 切り込み </div>
担当者印欄	駅名日付印欄	
		セロハンテープ ※カードにハサミで切り込みを入れ、カードを貼る。 SU XX XXXX XXXX XXXX
記事欄		

(2) IC証券普通券の再製依頼書の様式

PiTaPa カード再製依頼書（即時）

株式会社スルッとKANSAI 宛



下記のとおりお届けします。

ご注意 この用紙では、ご住所・電話番号などの変更を届け出ることはできません。
※変更がある場合は、各カード会社へご連絡ください。

● 太枠内をすべてご記入ください

<p>本依頼書によるカード再製処理は PiTaPa 機能のみのカードをお渡しするものです。 ※クレジット機能と一体となった旧カードは、新カードが届き次第お客様自身での処分をお願いいたします。 ※旧カードに搭載の IC 定期券は暫定カードには引き継がれておりませんので、IC 定期券発行事業者にお申し出ください。</p>		<p>左記内容を承諾の上、再製を希望される方は下記の <input type="checkbox"/> に✓印をつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾の上、再製を依頼する</p>
お届け日	年 月 日	
PiTaPa 会員番号		※PiTaPa 会員番号は、カード裏面に表示された 16 桁の数字です。
フリガナ		旧カード受け取り確認 (お客様によりチェック)
お名前		<input type="checkbox"/> 旧カードを受け取りました
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	※再製を希望されるカードのお名前、生年月日、電話番号、現住所(ご自宅)をご記入ください
電話番号	- -	
現住所 (ご自宅)	(〒 -) ※お届けのご住所から変更がある場合は、カード会社にご連絡ください。	

● 不良・破損の原因がお客様にある場合は、所定の再製手数料を申し受けます。
※手数料は、ご利用額とともにご指定の口座からお引き落としいたします。詳しくはご案内書をご覧ください。

● ご本人以外のカードを再製される場合のみ、申込者についてご記入ください。

フリガナ		電話番号	- -
お名前			

<個人情報の取扱いについてのご確認>
株スルッと KANSAI ならびに取扱交通機関は、ご記入の個人情報をカード再製にかかわる業務に限定して取り扱います。

以下、窓口使用欄

対応窓口ではカード再製依頼書の記入済みを確認後、①～④のすべての口にチェックをいれる。

① 端末照会 (本人確認)	<input type="checkbox"/> 氏名一致 <input type="checkbox"/> 生年月日一致 <input type="checkbox"/> 電話番号一致	担当者印欄	駅名日付印欄
② 手数料要否確定 (いずれかを○で囲む)	<input type="checkbox"/> 手数料あり <input type="checkbox"/> 無手数料 <input type="checkbox"/> 確認 (手数料の有無にかかわらず、記事欄に理由を記載)		
③ 新カードへの記入	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> PiTaPa 会員番号 <input type="checkbox"/> 有効期限		
④ 旧カード	<input type="checkbox"/> お客様へ返却 <input type="checkbox"/> 受取チェック (お名前欄横)		
記事欄 (「手数料あり」「無手数料」にかかわらず理由を記載)			

別表第4（第12条関係） IC証票乗車券の履歴印字の様式

別表第5（第5条・第13条・第14条関係） 有効証明書・精算券・再收受証明書・出場証
の様式

別表第7（第17条・第32条関係） IC証票乗車券の一時預かり証明書の様式